

梶山女学園大学

Sugiyama

公衆衛生看護学専攻科

履修の手引 2026

修了まで
使用します



目 次

第1部 履修要項

1. 授業 1-2
2. 単位 1-6
3. 履修登録 1-8
4. 試験及び成績評価 1-9
5. 研究倫理 1-14

第2部 履修ガイド

1. 教育理念と教育目的 2-2
2. 修了証書授与方針(ディプロマ・ポリシー) 2-4
3. 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) 2-6
4. 修了資格について 2-8
5. 取得できる資格と免許 2-9

【専任教員(紹介)】

- 専任教員・助手 2-13

第1部

履修要項

1. 授業時間

学期は前期・後期の2期とし、各期は15週とします。各週は月曜日から土曜日までを授業日とし、授業時間は次のとおりです。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9:10 } 10:40	10:50 } 12:20	13:20 } 14:50	15:00 } 16:30	16:40 } 18:10

2. 授業の出欠席

1) 授業は原則としてすべて出席することが求められます。欠席が授業回数の3分の1以上のときは、その授業科目の単位が与えられません。

2) 授業の出欠確認は、①氏名点呼による確認、②出席カード等の提出による確認、③指定座席表の着席による確認、④小テストやレポート等課題物の提出による確認等、各教科の担当教員の判断により行います。

出欠確認の不正が確認できたときは、依頼者、実行者とも、厳正に対処します。

3) 本学では「公欠制度」はありません。欠席の扱いは各教科の担当教員に一任されているので、欠席理由のある場合は、直接担当教員に申し出てください。

※数週間にわたる入院など、教員と連絡を取ることが不可能な場合は、教務課（係）がこれに代わることがあるため、早期の連絡を心がけるようにしてください。

※裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に基づき、裁判員選任手続期日及び審理・公判のため、授業を欠席する場合は、教務課（係）に申し出てください。所定様式を提出することにより、成績評価「失格」の要件となる欠席扱いとはなりません。

4) 学校保健安全法に定める学校感染症に罹患した場合は、集団感染予防のため、所定期間は出席停止とします。詳細は、S*map キャビネット一覧にある「学校感染症（学生用）」を確認してください。

3. 授業の種類

1) 必修科目と選択科目

必修科目 卒業までに必ず単位を修得しなければならない科目

選択必修科目 複数科目の中から所定の単位を修得しなければならない科目

選択科目 適宜自由に選択して単位を修得する科目

2) 授業の形態

半期授業 前期又は後期に開講され、半期で受講が完了する授業

通年授業 1年を通じて開講される授業

隔週授業 1週間おきに開講される授業

隔年授業 1年おきに開講される授業

集中授業 半期又は通年で開講される科目であるが、一定期間にまとめて開講される授業

4. 休 講

学内行事や教員の公務、学会参加、病気等により、授業が休講となる場合、担当教員からの連絡があり次第、S*map 授業情報又は掲示にて通知します。

休講の通知がなく、始業時間から 30 分以上経過しても担当教員の教室への出講がない場合には、教務課（係）の指示に従ってください。

大学の行事又は担当教員の都合により、授業が休講となった場合には、原則として補講を行います。

災害など緊急時における授業及び試験等の休講措置

気象等の警報（暴風・暴風雪）及び特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）

愛知県尾張東部地域又は、同地域内のいずれかの市町村において暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発令された場合	午前7時前（7時を含まない）に解除された場合	通常どおり
	午前7時現在で発令されている場合	1・2限休講
	午前11時現在で発令されている場合	すべて休講
在校中、上記地域に暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発令された場合	授業や試験又は大学行事は、大学の指示により、休講又は中止となります。	

■注意事項

1. 上記の気象警報が通学範囲内に発令されている場合、学生は登校を控えてください。
2. 上記以外の警報発令時において交通機関が運休した場合、又は身体の危険を感じた場合も、学生は無理な登校をしないでください。
3. 以上の場合には後日、遅滞なく担当教員に申し出てください。

- 尾張東部地域：名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町



地震

南海トラフ地震臨時情報発出時	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	・原則として通常どおりの教育活動を行うとともに、次の対応に備えて情報収集を行います。												
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合	・通常どおりの教育活動を行います。												
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	・原則として通常どおりの教育活動を行います。 ・ただし、自治体からの指示・社会状況等に応じて、休講とする場合があります。												
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として通常どおりの教育活動を行います。 ・授業等の終了後は、安全が確認できた学生から速やかに帰宅させます。 ・校外活動については、出発前の場合は延期（中止）し、活動中の場合は速やかに帰校させます。 ・ただし、自治体からの指示・社会状況等に応じて、休講とする場合があります。 <p><対応例（大学）></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">活動内容</th> <th style="width: 30%;">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校での教育活動（授業・試験等）</td> <td>通常</td> </tr> <tr> <td>教育実習・臨地実習・キャリア形成実習等</td> <td>通常（実習先の対応による）</td> </tr> <tr> <td>クラブ活動</td> <td>中止</td> </tr> <tr> <td>施設使用（学会・イベント）</td> <td>通常</td> </tr> <tr> <td>入試</td> <td>通常</td> </tr> </tbody> </table>		活動内容	対応	学校での教育活動（授業・試験等）	通常	教育実習・臨地実習・キャリア形成実習等	通常（実習先の対応による）	クラブ活動	中止	施設使用（学会・イベント）	通常	入試
活動内容	対応													
学校での教育活動（授業・試験等）	通常													
教育実習・臨地実習・キャリア形成実習等	通常（実習先の対応による）													
クラブ活動	中止													
施設使用（学会・イベント）	通常													
入試	通常													

大規模地震（震度5強以上）発生時	キャンパス所在地（名古屋市千種区、日進市）において、大規模地震（震度5強以上）が発生した場合	(1) 在学中	<ul style="list-style-type: none"> ・授業をはじめとするすべての教育活動を中止します。 ・安全が確認できた地域の学生から帰宅させます。公共交通機関が不通の場合等、帰宅困難な学生は待機させます。 ・翌日以降、大学からの連絡があるまでの間、臨時休業日とします。
		(2) 通学中	<ul style="list-style-type: none"> ・学生は安全確保を最優先とし、地域消防、駅員等の指示に従い避難してください。 ・そのまま登校した場合は上記(1)に準じた対応とします。 ・帰宅した場合は下記(3)に準じた対応とします。
		(3) 在宅時	・大学から連絡があるまでの間、臨時休業日とします。

交通機関のストライキ

名鉄（電車・バス）、名古屋市営交通（地下鉄・バス）のいずれかが、ストライキを実施した場合	午前7時前（7時を含まない）に解除された場合	通常どおり
	午前7時現在でストライキが継続している場合	1・2限休講
	午前11時現在でストライキが継続している場合	すべて休講

交通機関の運休等の場合

何らかの事情により交通機関が運休となる場合	授業や試験又は大学行事は、大学の指示により、休講又は中止とする場合があります。
-----------------------	---

※授業や試験又は大学行事中に休講又は中止となった場合は、各授業担当者又は大学行事の担当教員に出席を報告した後に帰宅してください。

1. 単位制

大学における教育課程は、単位制を採用しています。
 単位制とは、各科目について一定の基準で定められている単位を修得する制度のことです。単位は、授業科目を履修し、筆記試験やレポートその他の方法で試験に合格することにより与えられます。

2. 単位数

1) 単位の計算は以下のとおりです。

科目の種類	単位計算基準	単位数	
		半期	通年
講義	毎週2時間（時間割における1コマ）の授業×15週 （通年で完了する科目は30週）	2	4
演習		1又は2	2又は4
実験・実習・実技等	毎週3時間（時間割における1.5コマ）の授業×15週 （通年で完了する科目は30週）	1	2

※一部上記と異なる計算をする科目もあります。単位の詳細は学則をご覧ください。

2) 1年間の授業は前期・後期の2期にわかれ、各期15週で完了します。各授業科目の所定の単位は、前期（15週）又は後期（15週）で与えられます。

ただし、通年（2期）で完了する授業科目の単位は、その年度末に与えられます。

3) 各授業科目の単位数は、学則第21条に規定するように、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、次の基準により計算します。つまり、授業の時間とは別に、授業時間外の自学自修が前提とされていますので、単位修得のためにはしっかり学修に励んでください。

授業形態	単位数	必要な学修時間の計	授業時間数	授業時間外学修（事前・事後学修等）
講義	2単位	90時間	週2時間×15週=30時間	90-30=60時間
演習	1単位	45時間	週2時間×15週=30時間	45-30=15時間
	2単位	90時間	週2時間×15週=30時間	90-30=60時間
実験・実習・実技等	1単位	45時間	週3時間×15週=45時間	（教員の設定する時間）
実習	1単位	45時間	30時間	45-30=15時間
体育実技	1単位	45時間	週2時間×15週=30時間	45-30=15時間

3. 単位の認定

履修した科目の単位認定は、原則として、前期末・後期末に行われる試験に平素の学修状況を加味して行います。

試験は、その学期又は学年中に履修した授業科目について、筆記、口述、実技、論文提出等により行いますが、平常の成績をもって試験に代えることもあります。

また、単位の認定に際し、出席回数が不足していたり、あるいは途中で受講を放棄

4. 卒業に必要な
単位数

したような場合は、その科目は「失格」となり、単位の認定はされません。

卒業資格を得るためには、所定の単位を修得する必要があります。

授業を受けて単位を取得するためには、履修計画を立て履修する科目を登録する手続きが必要です。公衆衛生看護学専攻科の科目は、すべて必修科目のため、教務課で履修登録を行います。みなさんが履修登録することはありません。

シラバス

シラバスとは、授業を担当する教員が、その授業科目の達成目標や概要、成績評価方法、授業計画について記載した文書です。みなさんが履修する科目を選択したり、学修計画を立てる拠り所となるものです。大学での学びを有意義にするためにシラバスに記載されている授業内容をよく理解し、各回の授業内容の確認や予習復習など事前準備をして授業に臨みましょう。

Syllabus

S:map

SHUJYAKU JOGAKUEN UNIVERSITY Syllabus System

シラバス内容

※「育成する能力」は、2019年度以降シラバスからの表示項目です。
※「課題」内のフィールドワークは、2017年度以降シラバスからの表示項目です。
※記入項目の変更により、2019年度以前のシラバスについては一部空欄の項目がみえます。

授業テーマ

授業の到達目標 / 育成する能力
この授業を受けることのような能力が身につくか、何ができているかが確認できます。専門教育科目では、「第2部 履修ガイド」のカリキュラム・マップに記載の育成する4つの能力を確認できます。

授業内容
何を学ぶかが説明されています。

評価方法と成績基準
試験や評価の方法、成績基準が示されています。

担当教員メッセージ
受講生に望むことや事前に留意しておくことなどが書かれています。

履修上の注意
この授業を受けるにあたっての事務連絡などが書かれています。

Table with 2 columns: Syllabus Item (e.g., 授業科目名, 担当教員, 到達目標) and Content. Includes details about the course 'Food Safety' and its objectives, content, and evaluation methods.

基本情報
授業科目名、担当教員、単位数、学年、開講曜日時限など。

授業計画
各回の授業内容が書かれています。また、予習・復習についても示されている場合があります。

授業の進め方
どのように授業を進めるかが書かれています。

授業時間外学修 (事前・事後学修等)
全体を通しての予習・復習や授業に臨むに当たっての心構えなどが書かれています。

キーワード

教科書：授業で使用するテキストです。
参考書：参考書は必要に応じて購入したり図書館で借りるようにしましょう。

1. 試験について

試験には定期試験、追試験、再試験があり、筆記試験・レポート提出・実技試験などの方法で行われます。試験の結果は、S*mapの「履修科目合否表」で確認することができます。必ず自分で確かめてください。

《単位認定及び追試験・再試験に関する内規》

試験（筆記、レポート、提出物、実技、実験、実習等をいう。以下同じ。）

- 定期試験 → 授業が完結した学期の終わりに実施する試験で、単位認定・成績評価の基準とする。
- 追試験 → 定期試験を病気その他正当と認められる事由で欠席した者に対して行われる試験である。追試験を受けようとする者は、「追試験願」に診断書又は欠席事由を証明できるものを添えて、当該試験期間終了後5日以内（休日は含まない。）に教務課（係）に提出しなければならない。上記の手続後、教務委員会の許可を得て、追試験時間割に従って受験することができる。追試験を欠席した者、追試験で不合格となった者には再度の試験は実施されない。

* 追試験の理由となる例とその提出書類

欠席事由	必要書類
病気又はけが※1	医師の診断書※2※3、入院証明書、その他各学部教務委員会が適当と認める書類
公共交通機関の遅延	駅等で発行する証明書（遅延証明書等）
不慮の事故（交通事故等）、災害（火災等）	警察署の事故証明書、被災証明書、その他事実を明らかにする書類等
2親等以内の親族の不幸 ※適用期間は死亡日又は葬儀の日から起算して次のとおりとする。 ・配偶者及び1親等 連続7日以内（休日を含む。） ・2親等 連続3日以内（休日を含む。）	通夜、会葬を証明できるもの又は死亡に関する公的証明書（会葬礼状等）
裁判員制度に係る事項	裁判所が発行する証明書
資格に係る実習等	各種委員会委員長又は学科主任が発行する証明書
公務員試験及び教員採用試験	受験証明書又は受験票（写し）
就職試験	受験を証明する書類※4
教務委員会で許可された研修等	審議願、参加証明書等
本学が認定するインターンシップ	大学と実習先との覚書（写し）

※1 病気には、学校保健安全法施行規則に定める、第一種感染症患者が発生した家に居住する場合及び同感染症発生地域に居住し地域的外出禁止となった場合を含む。

※2 診断書等には、欠席をした日付・期間が明記してあること。

※3 学校感染症に罹患した場合の必要書類については、学校感染症罹患証明書（本学所定様式）の提出でも可能とする。

※4 郵送等による通知書面、メール案内文書、web予約画面、受験証明書等、欠席をした日付が明記してあること。

○再試験 → 成績評価判定が不合格（評価D）となった者に対して実施されることがある（再試験実施の有無は、別途通知）。再試験の結果は、C（合格）またはD（不合格）・欠（欠席）とする。

再試験を欠席した者、再試験で不合格となった者には再度の試験は実施されない。

再試験の受験には、定期試験の成績発表日及びその翌日（休日を除く）に証明書発行システムを用いて申込手続を行わなければならない。

2. 試験時間帯

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9:10	10:50	13:20	15:00	16:40
∪	∪	∪	∪	∪
10:40	12:20	14:50	16:30	18:10

3. 試験時間割

試験に関する時間割は、平常授業と曜日・時間帯・教室が異なることもありますので、特に注意が必要です。

- 1) 定期試験 試験期間の1週間前までに通知します。
- 2) 追試験 定期試験成績発表日に通知します。
- 3) 再試験 定期試験成績発表日に通知します。

4. 受験資格

次のいずれかに該当する者は、受験資格がありません。

- 1) 履修登録をしていない者
- 2) 学生証（仮学生証）を所持していない者
- 3) 受験する科目の授業を3分の1以上欠席している者
- 4) 休学中の者
- 5) 追試験において受験許可を得ていない者
- 6) 再試験において再試験手続を行っていない者
- 7) その他受験資格に欠格があると認められた者

5. 受験注意

受験に際しては、以下のことに注意し、試験室の掲示等指示に従ってください。

- 1) 試験開始後30分以上遅刻した場合は受験できません。
- 2) 試験開始後35分を経過するまでは退出できません。
- 3) 試験中は、学生証を監督者が確認しやすい位置に置いてください。
- 4) 試験中机の上に置くことができるのは、学生証、筆記用具及び授業担当者が許可したものに限りです。
- 5) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等、通信機能を持つ機器の使用は認められませんので、電源は切って、かばんの中にしまってください。
- 6) 試験中は監督者の指示に従ってください。

（注）以上の事項に関して監督者（代理も含む。）から別の指示があった場合は、その指示が優先されます。

6. レポート

科目によって、レポートの提出により成績評価を行う場合があります。

＜提出方法＞

- ・担当教員が提出方法、日時を指示し回収する場合はそれに従ってください。
- ・レポートの用紙、形式については指示に従ってください。
- ・レポートには必ず所定の表紙（S*map のキャビネットからダウンロードできます）をつけ、原則として左上1個所で綴じます。

7. 不正行為

定期試験、追試験又は再試験において不正行為等（以下のものをいう。）を行った場合は、「試験中の不正行為に関する懲戒規準」によって処分されます。（諸規程を参照）

【筆記試験の場合】

- 1) 当該試験科目に関係するカンニング用の紙片、授業に関連した情報が入力されている情報機器等の不正行為に使用できる物を使用可能な状態で所持する行為
- 2) 隠し持ったカンニング用の紙片若しくは他人の答案を見て、又は情報機器等を使用して解答する行為
- 3) 他人に代わり受験し、又はこれを依頼する行為
- 4) 試験監督の指示に従わない行為
- 5) その他試験に関し不正行為と見なし得る行為

【レポート、作品等の場合】

- 1) 他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに流用する剽窃行為
- 2) 他人が作成したレポート等を、自己の名前又は前後関係や語句等を書き換えて提出する行為
- 3) レポート等の作成を代行する企業又は個人等の他者に作成を請け負わせ、納品物を自己が作成したものとして提出する行為
- 4) データの捏造、改ざん等を行う行為
- 5) その他公正な成績評価を妨げると認められる行為

試験において不正行為を行い、訓告、停学又は退学の懲戒を受けた者は、その試験期間内に実施した全科目（訓告の場合は当該科目のみ）の成績が「失格」評価となり、追試験、再試験を受験することもできません。また、懲戒処分の対象とならない場合においても、授業担当教員により成績評価に反映されます（減点又は「失格」評価として取り扱う）。

授業中・試験期間外に実施される（小）筆記試験や（小）レポートに不正行為があった場合においても授業担当教員により成績評価に反映されます（減点又は「失格」評価として取り扱う）。

8. 成績評価基準

成績評価基準は、次のとおりとします。

判定	評語	評価の基準	
合格	S又は㉔	100点～90点	当該事項の到達目標の内容をほぼ完全に理解し、説明できるものと認められる。
	A又は㉕	89点～80点	当該事項の到達目標の内容を十分に理解し、説明できるものと認められる。
	B又は㉖	79点～70点	当該事項の到達目標の基幹部分は理解し、説明できるものと認められる。
	C又は㉗	69点～60点	当該事項の到達目標のうち、最低限の部分は理解し、説明できるものと認められる。
不合格	D	59点以下	当該事項の到達目標に及ばない。
失格	失	授業を3分の1以上欠席している場合	
		授業又は試験において不正行為があった場合	
欠席	欠	試験の受験資格を有するが、受験しなかった場合	
認定	N又は㉘	全学共通科目「人間論」における単位認定	
		大学等で修得した単位及び資格の取得等により本学の成績基準で読み替えができない場合の単位認定科目	

(注) 丸つき評語は、外国の大学において修得した授業科目の評価を本学の授業科目を単位修得したものとみなして単位認定する場合に使用する。

9. 成績評価に関する調査

試験の成績評価又は不合格に対して疑問がある場合は、指定期間内に教務課（係）に疑問調査を願い出ることができます。

追試験・再試験手続

追試験

再試験

定期試験実施

正当な事由で欠席

- 履修登録科目でかつ受験資格のある科目に限ります。

追試験願の提出

- 試験期間終了後5日以内に教務課（係）にて『追試験願』に記入し、診断書又は欠席事由の証明できる書類を提出。
- 電話での受付は行いません。
- 学生証持参のこと。

追試験願(学生控兼受験票)の受領

- 追試験願（学生控兼受験票）が受験票になりますので紛失しないように、各自で大切に保管してください。再発行は行いません。
- 試験当日追試験願（学生控兼受験票）を提示すること。

成績発表・試験時間割発表

- 成績が「欠」になっているか、教室・日程・課題の配付等ないか確認してください。

成績発表

- S*mapにて確認。電話での問合せには応じません。

不合格(D評価)がある

再試験日程の発表

- 再試験時周割に記載されている科目のみ再試験が行われます。成績発表日にお知らせします。

再試験の受験申込手続

- 再試験受験希望者は、証明書発行システムにより受験申込手続(再試験料入金を含む)を行うこと。
- 筆記試験・レポート(課題提出)ともに手続が必要なため留意すること。
- 手続期間は成績発表日及びその翌日とする(休日は除く)。
- 再試験当日は学生証を持参すること。

追・再試験受験

追・再試験成績発表

- ・追・再試験の成績発表は別途お知らせします。
- ・受験に関しては、定期試験の受験注意に従ってください。

「研究倫理」：レポート・口頭発表資料・卒業論文・修士論文等の作成に当たっての注意

研究倫理教育の必要性

昨今、研究論文のデータ捏造などの研究活動上の不正行為が大きな社会問題となっています。大学生・専攻科生・大学院生の皆さんは、「コピペ」という言葉を耳にしたことがあると思いますが、これも研究活動上の他人の文章の盗用にあたり、社会問題の一つとして厳しい処分を受けることになります。

私たちの社会は、研究活動を通じて身の回りにある事象を正しく見て、正しく考え、正しく対処することの繰り返しによって成り立ち、今日の科学技術の発展に繋がっています。もし、不正行為がまかり通ってしまえば、間違った情報による結果を利用することになり、私たち自身が大きな被害を受けることにもなります。

こうした社会的信頼を失わないためにも、基本となる研究活動の取り組み方を考える必要があります。

椋山女学園大学では、研究倫理教育という考えのもと、正しい研究活動への取り組みが行われるよう支援を行っています。

<研究活動における不正行為とは何か？>

「研究活動による不正行為」とは、研究成果の内容に、データや調査結果等の捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用を行うことです。以下の不正行為は、授業等で課題として提出するレポートにも該当し、適用されます。

①捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成することです。実際に行っていない実験の結果や原資料収集処理の結果等をでっち上げることを言います。

②改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。研究活動成果のつじつま合わせをすることを言います。

③盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。他の研究者の文章や図版を引用する際に、引用元（出典元）を明記せず、自分の考えとして作成（発表）することを言います。「コピペ」もこれに当たります。

④二重投稿

他の学術誌等に既発表（学会の口頭発表は含まれません。）又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

⑤不適切なオーサーシップ

論文著作者が適正に公表されないこと。論文の作成に関わった著作者、共著者、実験やデータの分析に関わった人は、すべて掲載することが求められています。これらの人々が掲載されないことを指しています。

<研究活動の基本事項>

レポート・口頭発表資料・卒業論文・修士論文等の作成に当たり、調査や研究に取り組むこととなりますが、その中に、意図的でないにしろ、不正行為となってしまう例が多々ありますので、以下のことを踏まえて、研究活動を進めていきましょう。

①研究を行うに当たっての責任

研究を行うに当たっては、関係法令や本学の諸規程を遵守するとともに、社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従い誠実に行わなければなりません。

②情報・データの収集及び管理

研究に関する情報やデータは、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により、収集、保管を行わなければなりません。

③インフォームド・コンセント

人の行動、思想信条、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者（被験者）に対し、事前に研究の目的、収集方法等について分かりやすく説明し、書面等により提供者の同意を得る必要があります。

④個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、関係法令や本学の諸規程を遵守し、利用目的の明確化、内容の正確性の確保等の適正な取扱いに努めるとともに、資料、情報、データ等の管理に万全を期し、他に漏らしてはなりません。

⑤研究機器、薬品等の安全管理

研究実験で研究装置・機器、薬品及び材料等を使用する場合は、関係法令や本学の諸規程を遵守し、その安全管理に努めるとともに、責任をもって処理しなければなりません。

⑥研究成果の公表等

研究の遂行及び成果の発表では、他者の知的財産の侵害、捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサリング等の不正な行為を行ってはなりません。

⑦差別、ハラスメントの排除

研究活動のすべてにおいては、個人の人格及び自由を尊重し、属性、思想、信条等による差別、ハラスメント行為を行ってはなりません。

生成 AI 活用に当たっての注意

生成 AI とは

生成 AI は、私たちの生活における、様々な場面で活用が進んでいます。今後はさらに社会活動の中で、重要なツールとなるとともに、大学での学びをより効果的なものとする可能性を有しています。

しかしながら、その一方で、現時点で課題も多く存在し、活用に当たっては様々な問題点に留意する必要があります。

< 椋山女学園大学における生成 AI の基本的な取扱いについて >

講義や演習の内容により、生成 AI をツールとして活用することで学習効果を高めることができると担当教員が判断する場合は、その指示の範囲内で使用することを可能とします。

< 使用に当たっての注意事項 >

生成 AI を使用して得た結果をそのままレポート等に用いることは、他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに流用する剽窃行為とみなされる場合があります。また、検索ツールとして使用する場合であっても、使用して得た内容には誤りが混ざっていることも少なくないため、自身でしっかり確認する必要があります。

また、生成 AI は、利用者が入力した情報を記録及び学習する特性を有しているため、次のような情報は入力してはいけません。

- ・ 自分もしくは他者の個人情報やプライバシー情報等
- ・ 研究活動で得た未公開データ等の機密事項
- ・ 他者の名誉を傷つける言葉、信用を失墜させるおそれのある言葉
- ・ 虚偽の情報

以上

第2部

履修ガイド

<教育理念「人間になろう」>

古人の歌に／人となれ人 人となせ人／というのがある。
人間完成、これこそ学園創設の精神であり、
学校教育終局の目標である。諸君よ、人間になろう。

初代学園長・理事長 まさかず 梶山正式 / 1879～1964 (1962年「人間橋由来記」人間橋畔の碑文より)

<「人づくり」への礎石>

「私は道を拓き、敷地を拡げ、校舎を建てることに専念してこと足れるかに見えるならばそれは私の心ではない、それ等はあくまで手段であり、その目的はいうまでもなく育英事業である。そして教育とは知識技能の啓発ばかりでなく、それもやがては人間完成を終局の目標としたものでなければならぬ、そのための環境整備であり、他面また人を導くためには先ずもって自らを磨かなければならぬ。」

初代学園長梶山正式は、学園経営の形の上では、その場づくり、環境の整備も必要であると考えていましたが、それは常に育英事業、つまり「人づくり」を念頭に置いたものでした。また、大学が星が丘キャンパスに移転した際、南北の丘に橋を架け、「多くの学校に銀杏並木や桜のトンネル、橋がある。そこを渡ったり、くぐったりしている間に学生は自然と識らず識らずに人間ができあがるのだと思う」と語り、その橋を「人間橋」と名付け、人づくりへの熱い思いを込めました。

<教育理念「人間になろう」とは>

梶山女学園は、「人間になろう」を教育理念とし、「ひとを大切にできる人間」「ひとと支えあえる人間」「自らががんばれる人間」の3つを「人間になる」ことであると考へ、一貫した人間教育を進めてきました。

私たちは教育を通じて、世界中の人々が人間性を回復し豊かさを享受できるよう、人間性を尊重しヒューマニズムの精神を創造できる人間を育成し、また、人と人との「絆」を重視し、互いのつながり、つまり人類の協調・連帯を大事にする人間になることを目指しています。そして、こうした「人間」になるために、自ら考え学ぶことにより、“なろう”とする決意を表明し実践できる自主性・主体性を育てています。

橋のもとに書かれた初代学園長直筆の「人間橋」の文字は、教育理念の原点を示しているとともに、今日の私たちが未来に向かって歩むべき「人づくり」の象徴でもあります。

<大学の教育目的>

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、深く専門の学術を教授研究し、もって高い知性と豊かな情操を兼ね備えた人間を育成することを目的とする。

梶山女学園大学学則（第1章 目的）

公衆衛生看護学専攻科は、本学の理念に基づき、学士課程における看護学の知識や技術を基盤とし、公衆衛生看護学に関する知識と実践的な技術を精深な程度において教授し、地域の保健医療福祉の向上のために公衆衛生看護学を探究し続ける実践家としての保健師を養成することを目的とする。

専攻科では、修了に必要な単位を取得し、以下に示すような能力を備えていると認められる学生に、修了の認定を行い、修了証書を授与する。

公衆衛生看護学専攻科の修了証書授与方針（ディプロマ・ポリシー）：

1) 人間力（人間になろう）

- ・ 地域を看護の対象として捉え、様々な環境の中で暮らす人々の健康課題を明確化し、解決・改善策を計画・立案・実施・評価する能力を有する。
- ・ 保健・医療・福祉及び社会に関する最新の知識・技術を主体的・継続的に学び、実践の質を向上させる能力を有する。

2) 倫理観

- ・ 互いに認め高めあい、倫理観に基づき責任ある行動ができる能力を有する。
- ・ 公衆衛生看護の倫理を遵守して、人々の命と生活を護る保健活動を実践する専門職としての態度と能力を有する。

3) 実践力

- ・ 地域の人々が自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図れるように支援するとともに、人々が自主的に社会資源を活用できるよう支援し、これらの成果を評価する能力を有する。
- ・ 自ら考え、行動し、専門的知識を用いて公衆衛生看護を実践できる能力を有する。
- ・ 地域診断により対象地域・人々の潜在的な課題を把握し、事業化につなげる能力を有する。

4) 応用力及び企画・調整力

- ・ 創造的に考え、専門職として多様な人々や場を対象に QOL（Quality of life）の向上を目指した他職種・他機関との連携・協働により課題を解決できる能力を有する。
- ・ 変動する社会の課題を探究し地域づくりに向けて挑戦できる能力を有する。
- ・ 地域の健康水準を高めるために、保健・医療・福祉サービスを調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な社会資源を開発し、施策化及びシステム化する能力を有する。

科目とディプロマ・ポリシーの対比表

科目区分	授業科目の名称	1	2	3	4
		人間力 (人間になろう)	倫理観	実践力	応用力及び 企画・調整力
専門「基礎科目」	疫学	◎	○		
	保健統計学	◎	○		
	情報処理論		○	◎	
	保健医療福祉行政論Ⅰ	◎			○
	保健医療福祉行政論Ⅱ			○	◎
専門科目	公衆衛生看護学概論	◎	○		
	公衆衛生看護管理論	○			◎
	健康危機管理論	○	◎		
	公衆衛生看護活動展開論Ⅰ (対象別)	○	◎		
	公衆衛生看護活動展開論Ⅱ (活動の場別)	◎		○	
	公衆衛生看護援助論ⅠA (健康教育)	○		◎	
	公衆衛生看護援助論ⅡA (家族保健)		◎	○	
	公衆衛生看護援助論ⅠB (地域診断)			◎	○
	公衆衛生看護援助論ⅡB (地域包括ケア)			○	◎
	ヘルスプロモーション論			◎	○
臨地実習	公衆衛生看護学実習A (保健所・保健センター)	◎	○	○	○
	公衆衛生看護学実習B (他部署・他機関連携)	○	○		◎
	公衆衛生看護学実習C (訪問指導)	○	○	◎	
	公衆衛生看護学実習D (学校・産業保健)	◎		○	○

◎：特にディプロマ・ポリシーと科目の関連が深い ○：ディプロマ・ポリシーと科目の関連が深い

椋山女学園の教育理念「人間になろう」に基づく専攻科の「ディプロマ・ポリシー」等の具現化のために、以下のような教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、カリキュラムを編成し、実施します。

- 1) 社会背景や地域の特性を考慮した地域診断により、様々な健康課題・問題に対して公衆衛生看護的アプローチができるような知識と技術の修得を図る科目を配置する。体系的に教育課程を編成する観点から履修の順序に配慮する。
- 2) 高度な専門的知識の修得を図るため、専門性の高い講義を配置し、実務者による座学と実務をつなぐ講義の機会を設けるような学修を展開する。
- 3) ヘルスプロモーションの理念にのっとり、近隣の行政機関と連携をとりながら地域住民に対し公衆衛生看護活動の企画・実践を繰り返すことにより、高い実践力を身につけるための講義科目を配置する。
- 4) 多様な場において地域保健活動を展開できるよう、分散配置を視野に入れ、特殊な環境においても専門職として人々への支援ができる地域ケアシステムの構築を重視した講義科目や実習を配置する。

科目の概要

上記のカリキュラム・ポリシーに基づいて、以下の科目を設定する。

1) 専門基礎科目

「専門基礎科目」は、保健師として地域保健活動に従事する上で基礎となる関連領域であり、5科目9単位を配置する。「疫学」(2単位)は、公衆衛生看護活動の基礎となる科目であり、疫学概念、基本的指標、疫学的研究方法、分析方法等の基礎的知識や社会構造や健康問題との関連などを通して社会疫学及び政策疫学について学修する。「保健統計学」(2単位)では、公衆衛生における保健統計の意義、関連指標、統計分析、疾病や保健に関する統計等について学修する。「情報処理論」(1単位)では、情報処理の基本、保健医療情報の収集方法等知識の修得から統計処理の実際の技能修得までを目指す。統計処理技法としての解析からグラフ等による視覚化までを学修する。「保健医療福祉行政論Ⅰ」(2単位)では、保健・医療・福祉行政の理念・仕組み、保健・医療・福祉に関する様々な施策・制度・法的基盤について理解し、保健医療福祉計画について学修する。「保健医療福祉行政論Ⅱ」(2単位)では、健康政策策定に至るプロセスの理解に関し基本的な知識を学び、事例をもとに政策決定プロセス、政策評価演習の体験から保健福祉政策及び看護政策の過程について学修する。

2) 専門科目

少子超高齢社会や地域力の脆弱化等、地域保健を取り巻く課題の多様化・深刻化に対応できる高度な公衆衛生看護の実践能力を備えた保健師を養成するために、以下の10科目19単位を配置する。「公衆衛生看護学概論」(2単位)では、公衆衛生看護の理念、多様な公衆衛生看護活動の特性、公衆衛生看護活動の歴史的変遷を理解し、対象の健康の保持・増進、疾病予防、健康課題の解決など、公衆衛生看護の特徴について学修する。「公衆衛生看護管理論」(2単位)では、地域の健康水準や生活の質の向上を目的とした公衆衛生看護管理の理念、公衆衛生看護活動で求められる管理機能の概要と構造、地域のニーズの施策化や予算の獲得など、近年、特に求められている保健師の役割を学修する。「健康危機管理論」(1単位)では、災害看護活動における公衆衛生看護の管理的役割に焦点を当て、災害サイクル各期における生活者の二

ズの変化にそった公衆衛生看護活動や支援体制ネットワーク、災害時に保健師が果たす役割と支援活動について学修する。「公衆衛生看護活動展開論Ⅰ（対象別）」（2単位）では、様々な健康レベル・発達段階と健康課題・問題、対象の特性別での課題や問題の根拠となる動向、法・制度、社会資源、健康課題の解決方法などを理解し、現代社会における主要な健康課題・問題について住民を対象とした地域づくりを目指した支援方法を学修する。「公衆衛生看護活動展開論Ⅱ（活動の場別）」（2単位）では、職域や学校など特定の集団の特性と公衆衛生看護活動の根拠となる動向、法・制度、社会資源、健康課題の解決方法などを理解し、現代社会における主要な健康課題・問題に対する支援方法を学修する。「公衆衛生看護援助論ⅠA（健康教育）」（2単位）では、人々の行動変容を促す健康教育、実施に必要となる技術、企画のプロセス、評価の視点、行動変容のプロセスに沿った健康支援や健康教育に関する理論・モデルについて理解し、健康教育の基礎的能力を学修する。「公衆衛生看護援助論ⅡA（家族保健）」（2単位）では、公衆衛生看護活動における特徴的な支援技術としての訪問指導について、意義・知識・技術を修得する。さらに、家族の特徴及びその構造の歴史的変遷と現代の家族に関する課題・問題、役割・機能を理解し、個・家族へのアセスメントから地域の課題に広げて展開できる力を育成する。「公衆衛生看護援助論ⅠB（地域診断）」（2単位）では、地域診断に関する理論、実習地域を実際に地域診断し、地域のアセスメントから健康課題を特定、地域の健康課題の解決に向けた計画立案、政策化・施策化について学修する。「公衆衛生看護援助論ⅡB（地域包括ケア）」（2単位）では、健康教育、健康相談、健康診査、グループ支援と組織化、地域ケアシステムの構築など、公衆衛生看護支援技術の基本となる理論を理解し、模擬事例の展開やロールプレイなどの演習体験を通して支援技術を学修する。「ヘルスプロモーション論」（2単位）は、公衆衛生看護関連科目の知識と技術を連動させ、座学と公衆衛生看護学実習の橋渡しとなる科目である。地域のニーズ把握から健康増進に関する健康教育、地区組織化などの実際を体験する。ニーズ把握、支援計画立案、健康教育の実施を繰り返し行い、健康増進に特化した技術の修練を図ることにより、高い技術実践力を身に付ける。

3) 臨地実習

多様な場における地域保健活動、現在の「保健師の分散配置」の現状、多職種連携や他機関・他部門との協働を視野に入れて、特殊な環境においても専門職として人々を支援できる能力が育成されるよう以下の実習4科目7単位を配置する。

「公衆衛生看護学実習A（保健所・保健センター）」（3単位）では、人々の健康水準の向上とQOL（Quality of life）の向上を目指す公衆衛生看護活動の実際を理解する。主に保健所や保健センターにおける実習を通して、人々の健康問題の分析、その問題解決のために個人と家族及び地域を対象としてヘルスプロモーションの理念に基づいた公衆衛生看護活動を実践する基礎的知識と技術を修得する。「公衆衛生看護学実習B（他部署・他機関連携）」（2単位）は、保健師の分散配置が進行し、対人保健サービスにとどまらず、企画力や調整力が求められる点に着目して配置している。地域保健医療福祉において関係機関・関係職種と連携して協働する保健師の活動を理解する。さらに、児童相談所や健康増進施設などの多様な場におけるハイリスクケースへの支援や他職種連携、他機関連携の実際を学び、保健師に必要な企画・調整力を培う。「公衆衛生看護学実習C（訪問指導）」（1単位）は、少子化、核家族化、地域社会の希薄化など近年の子育て世代への健康課題の変化に視点を置いて配置している。保健師に特徴的な技術である訪問指導を「新生児訪問」や「乳児家庭全戸訪問事業」を中心とした母子保健活動を繰り返しながら見学と指導者とともに実践することで、技術力の修得を図る。「公衆衛生看護学実習D（学校・産業保健）」（1単位）では、産業保健看護活動・学校保健活動が展開される場において、各看護活動の特徴や役割を学び、看護職や保健医療の専門職、衛生管理者や保健事業を支える人々、住民や労働者や生徒等とのふれあいの中で、体験を通して実践的に学修する。

4

修了資格について

修了までに必要な最低修得単位数は次の表のとおりです。

(1) 専門基礎科目

科目名	必修・選択	単位数
疫学	必修	2
保健統計学	必修	2
情報処理論	必修	1
保健医療福祉行政論Ⅰ	必修	2
保健医療福祉行政論Ⅱ	必修	2

(2) 専門科目

科目名	必修・選択	単位数
公衆衛生看護学概論	必修	2
公衆衛生看護管理論	必修	2
健康危機管理論	必修	1
公衆衛生看護活動展開論Ⅰ（対象別）	必修	2
公衆衛生看護活動展開論Ⅱ（活動の場別）	必修	2
公衆衛生看護援助論ⅠA（健康教育）	必修	2
公衆衛生看護援助論ⅡA（家族保健）	必修	2
公衆衛生看護援助論ⅠB（地域診断）	必修	2
公衆衛生看護援助論ⅡB（地域包括ケア）	必修	2
ヘルスプロモーション論	必修	2

(3) 臨地実習

科目名	必修・選択	単位数
公衆衛生看護学実習A（保健所・保健センター）	必修	3
公衆衛生看護学実習B（他部署・他機関連携）	必修	2
公衆衛生看護学実習C（訪問指導）	必修	1
公衆衛生看護学実習D（学校・産業保健）	必修	1
	小計	35

保健師

保健師（国家試験受験資格）

保健師免許取得後、個人申請により得られる資格・免許

養護教諭二種免許状

第1種衛生管理者

1. 保健師とは

《保健師の役割》

保健師とは「保健師助産師看護師法」において「厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者」と定められています。保健師は、生活習慣病、児童虐待、新興感染症、自然災害、健康格差などの健康問題を解決するため、個人や家族を支援すると同時に、地域社会全体に働きかけて支援するための知識や技術を有する公衆衛生（地域保健）の専門家です。都道府県・市町村等の保健所・保健センター等で保健行政に従事する行政保健師、企業の産業保健スタッフとして勤務する産業保健師、学校等で学生と教職員の心身の健康保持に努める学校保健の分野で活動する保健師などがいます。

《保健師の業務》

主な職務は、公衆衛生看護活動であり、地域全体の健康に関する実態把握をしてその健康問題に応じ、住民、労働者、学生など地域で暮らす子供から高齢者まで幅広い年代の方々、あらゆる健康レベルの方々を対象に健康相談、家庭訪問、健康教育、グループ支援、保健計画の策定及び施策化などの方法により、個人・家族・集団・組織や環境に対して働きかけ、生活に密着した支援活動を展開します。

《保健師の免許状》

保健師として働くためには、看護師の国家資格とともに保健師の国家資格を取得しなければなりません。そのためには、看護師にかかわる勉強だけでなく、保健師にかかわる講義・演習・実習科目を学び、単位を修得する必要があります。また保健師の国家資格を取得すると、個人申請により必要な手続を経れば、養護教諭二種免許状と第1種衛生管理者の資格が取得できます。

2. 免許・資格を得るためには

《第1種衛生管理者》

保健師免許取得後、個人申請により第1種衛生管理者免許状を取得できます。

第1種衛生管理者免許を有する者は、すべての業種の事業場において衛生管理者となることができます（第2種衛生管理者免許を有する者は、有害業務と関連の薄い一定の業種の事業場においてのみ、衛生管理者となることができます）。

◁衛生管理者の役割▷

産業の場における衛生全般の管理をする人をいいます。衛生管理者は、安全衛生業務のうち衛生に係わる技術的な事項を管理する役割を担います。常時50人以上の労働者を使用する事業場では、衛生管理者免許を有する者のうちから、労働者数に応じ一定数以上の衛生管理者を選任することが義務付けられています。

◁衛生管理者の業務▷

主な職務は、労働者の健康障害を防止するための作業環境管理、作業管理および健康管理、労働衛生教育の実施、健康の保持増進措置などです。

◁衛生管理者の免許の種類▷

第1種衛生管理者免許を有する者は、すべての業種の事業場において衛生管理者となることができます。第2種衛生管理者免許を有する者は、有害業務と関連のうすい情報通信業、金融・保険業、卸売・小売業など一定の業種の事業場においてのみ、衛生管理者となることができます。

◁養護教諭2種免許状▷

保健師免許取得後、個人申請により養護教諭2種免許状を取得できます。但し、「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」について、各2単位以上修得する必要があります。

養護教諭二種免許状は、保健師国家試験に合格し、保健師の登録をした人で、都道府県教育委員会に申請することで免許を得ることができます。

◁養護教諭の役割▷

学校で保健管理や保健教育を担当する教員です。児童生徒たちからは「保健室の先生」として親しまれています。児童生徒の心身の健康問題は複雑多様化してきており、従来からのいじめ・不登校等の生徒指導上の問題に対応することに加え、発達障害や医療的ケアを必要とする特別に配慮を要する子どもたちへの対応について、「チーム学校」として学校内外の機関との連携体制を構築するコーディネーターとしての役割など活躍が期待されています。「学校」に所属する児童生徒・教職員（養護教諭自身も含む）の「安全・健康」を守り、促進する専門職です。

◁養護教諭の業務▷

児童生徒の健康管理や、学校の安全管理を行います。また、感染症等の予防啓発、環境整備を行うとともに、個別の保健指導や保健教育、個別支援（応急処置・健康相談）なども行っています。さらには、校内外の連携・調整も担っています。

専任教員

（紹介）

【オフィスアワーについて】

本学では、全学部で「オフィスアワー」を導入しています。

オフィスアワーは、授業や学業に関することはもちろん、学生生活や進路に関することについて、気軽に相談することができます。

学生の質問や相談に対しては、時間の許す限り、いつでも対応するように努めていますが、教員があらかじめ示すオフィスアワーの時間帯（何曜日の何時から何時まで）であれば誰でも相談ができるようになっています。

【オフィスアワーの利用方法】

- 1) S*mapのキャビネットから「オフィスアワー一覧」をご覧ください。
- 2) 相談を希望する専任教員のオフィスアワーの実施日時を確認し、特記事項がある場合はそれに従ってください。なお、事前に予約が必要な場合もありますので、確認したうえで研究室を訪問してください。

ただし、急な用務や出張等によりやむを得ず相談ができない場合もありますので、事前にメール、電話等で連絡を取るようしてください。

【兼任教員及び非常勤講師について】

兼任教員及び非常勤講師の一覧については、S*mapのキャビネット内の「教務課」をクリックし、当該年度の「履修の手引」ファイルボックス内で確認することができます。

* e-mail アドレスにおける注意点

e-mail アドレスが掲載されている場合は、e-mail アドレスを利用して授業内容に関する質問をすることができます。

e-mail アドレス未記載の場合は、教務課（日進キャンパス事務課教務係）ではお答えできませんので授業時に直接連絡をとるようにしてください。

専任教員紹介 公衆衛生看護学専攻科の専任教員を紹介します。(職位 50 音順)



教授
小林 純子(こばやし すみこ)
研究室：看護学部棟 614号室
電話：(052) 781 - 9287



教授
柳澤 理子(やなぎさわ さとこ)
研究室：看護学部棟 605号室
電話：(052) 781 - 9270



教授
山田 裕子(やまだ ゆうこ)
研究室：看護学部棟 603号室
電話：(052) 781 - 9268



准教授
杉山 希美(すぎやま きみ)
研究室：看護学部棟 606号室
電話：(052) 781 - 9423



助教
大比叡 和子(おおびえ かずこ)
研究室：看護学部棟 601号室
電話：(052) 781 - 9263

Sugiyama

星が丘キャンパス

〒464-8662 名古屋市千種区星が丘元町17番3号
TEL(052)781-1186(代) FAX(052)781-7030

● 公衆衛生看護学専攻科
